

私的録画補償金返還基準

(目的)

第 1 条 この基準は、著作権法（以下「法」という。）第 104 条の 4 第 2 項の規定に基づく私的録画補償金の返還の取扱いに関して、業務の適正を期するための処理基準を定めることを目的とする。

(返還の請求を行える者)

第 2 条 私的録画補償金の返還を請求できる者は、法第 104 条の 4 第 1 項の規定に基づき、私的録画補償金を支払った者であって、当該支払いに係る特定機器、特定記録媒体（以下「特定機器等」という。）を用いて録画を行うもののうち、次の各号のいずれかに該当することを証明するものとする。

- (1) 当該特定機器等を専ら著作物、実演またはレコード（以下「著作物等」という。）以外の録画の用に供するもの
 - (2) 当該特定機器等を専ら著作権または著作隣接権（以下「著作権等」という。）の制限を受ける利用行為（法第 30 条および法第 102 条において準用する第 30 条の規定による利用行為を除く。）のための録画の用に供するもの
 - (3) 当該特定機器等を専ら著作物等の複製の許諾を得て行う録画の用に供するもの
2. 国内において市販に供された当該特定機器等を国外に輸出する者であって、その事実を証明する者は、私的録画補償金の返還を請求することができる。

(返還の請求)

第 3 条 私的録画補償金の返還の請求を行う者は、一般社団法人私的録画補償金管理協会（以下「本会」という。）所定の私的録画補償金返還申請書に所定事項を記載し、前条の事実を証明する書類として、第 4 条各号に規定する証ひょう書類等を添えて本会に提出しなければならない。

(証ひょう書類)

第 4 条 第 2 条の事実を証明する書類は、特定機器等の利用の目的に応じ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合
 - (ア) 購入年月日、特定機器等の種類、製造業者名、型番、数量および購入金額を記載した支払代金の領収書
 - (イ) 当該特定機器等を専ら著作物等以外の録画の用に供することを証明する資料
 - (ウ) その他本会が必要と認めた資料

- (2) 第2条第1項第2号に該当する場合
- (7) 購入年月日、特定機器等の種類、製造業者名、型番、数量および購入金額を記載した支払代金の領収書
 - (イ) 当該特定機器等を専ら著作権等の制限を受ける利用行為（法第30条および法第102条において準用する第30条の規定による利用行為を除く。）のための録画の用に供することを説明する資料（根拠規定を含む。）
 - (ロ) (2)(イ)に定める録画の用に供することに関し、指定等を受けている場合にあっては、その指定等の事実を証明する書類
 - (エ) その他本会が必要と認めた書類
- (3) 第2条第1項第3号に該当する場合
- (7) 購入年月日、特定機器等の種類、製造業者名、型番、数量および購入金額を記載した支払代金の領収書
 - (イ) 当該特定機器等を専ら著作物等の複製の許諾を得て行う録画の用に供することを証明する資料
 - (ロ) その他本会が必要と認めた資料
- (4) 第2条第2項に該当する場合
- (7) 輸出に際しての通関手続書類。ただし、当該書類に特定機器等の種類、製造業者名、型番または購入金額が記載されていない場合には、それらを証明する資料
 - (イ) その他本会が必要と認めた資料

(返還請求の審査)

第5条 私的録画補償金の返還の請求があった場合は、定款細則（1）委員会設置に関する規程第2条に定める「返還委員会」の審査を得たうえ、これを処理するものとする。

(返還請求の結果通知)

第6条 前条の審査の結果、私的録画補償金を返還することを決定した場合の通知は、第9条に規定する支払いによって代えるものとする。ただし、国等の機関における手続きとして必要な場合は、この限りではない。

2. 法令またはこの基準に該当せず私的録画補償金を返還できない場合は、当該請求者に対して、その旨を通知するものとする。

(返還金額)

第7条 返還する金額は、「私的録画補償金規程」第2条に定める「購入時支払いの場合の私的録画補償金の額」の規定に基づいて算出された額とする。

(返還金の支払時期)

第8条 返還金の支払時期は、返還の請求を受け付けた時間の区分に応じ、下記のとおりとする。

請求を受け付けた期間	返還期
4月から 6月まで	7月
7月から 9月まで	10月
10月から 12月まで	1月
1月から 3月まで	4月

(返還金の支払方法)

第9条 返還金は、本会事務所における現金による支払いまたは送金の方法により支払うものとする。

(返還手続きのために要する経費)

第10条 返還を決定した場合における送金等に要する経費または返還しない旨の決定の通知に要する経費は、本会が負担するものとし、その他の経費は返還の請求者において負担する。

附 則

(実施期日)

1. この基準は、「補償金関係業務の執行に関する規程」の実施の日から実行する。

(返還金の支払時期に関する経過措置)

2. 特定機器等を定める著作権法施行令の施行の日から平成12年3月までの間の私的録画補償金の返還の請求に対する同返還金の支払いは、平成12年4月期に行うものとする。

(改定の実施期日)

3. この基準の一部改定は、平成15年12月5日から実施する。